

時事新報

時事新報

第二千三百三十九號
明治廿一年十二月十三日(庚申)
明治廿一年十一月十三日(庚申)

南洋問題(昨日の續き)

タイベリーの鐵道として支那の膏肓を一面する時は露兵は何れより攻入るも自在にして支那の患ふれより大なるおかる可きとして露を作者す者あれども我輩の所見は之に一致するを得ず抑も鐵道は例へば露連鎮の如く互に接觸するに非ざれば其用全ならず露兵より浦羅斯鐵道まで七千餘哩の一大運道を作れば露はサイベリヤ鐵道の効始て顯はるるものなれども中途に於て其一部分を切斷せらるるもあらんには全線忽ちその働を失ふ可きや明なり即ち露支一朝事あるに當りて支那の大兵イタリ地方より露領を繰出し鐵道線路の或る部分を破壞したれば露は兵一人も南下する能はざる可し或は露國がこれを恐れて其線路を衛する手段を爲すも幾千哩の境界上に敵は何れの處より顯はれ出づ可きや計る可き故に全線を防禦するには復て其全線を兵を布くよ必要あれども廣漠無限の原野に數千哩の哨兵を張るが如きは既に兵法の計ざる所にして加ふるよ攻むる者は土着の民兵絶て糧食に苦まされども守る者は八萬糧食に是を遠隔なる歐洲露領に仰ぐの必要を免れず昔は支那人が北狄の侵入を防ぐ爲めよとて萬里の長城を築きたれども今や露人は南方の敵に對し逆よ又萬里の哨兵線を張るの奇謀もあるとならん泰皇長城の事業は後人その愚を笑ふも北狄を防ぐの策は當時ふれを措て他よ道なき其趣移して以て今後露國がサイベリヤ鐵道の防禦を困難を累ねる證例を爲すべし事情此の如くなれば鐵道工事の中は勿論落成の後も容易に支那人は攻入す可らざる次第にして殊も今日に在りてはサイベリヤ地方人民の日常諸品は概ね支那人よ仰ぎ其國境の貿易甚だ盛なるは露人の開拓殖民上よ非常の便利を得たる者なれば支那人は露人に對し平時よは鐵道食品を供給し戰時には鐵道線路破壞の權を握りて露軍の進軍に立つ者あるが故に露國の爲めに計るときは支那と密に親善を結び露支境上に無事を保つての工風最も大切なる可し

右の次第あるが故に露國近來の政策は専ら平和を旨として八九年前の如く公然侵襲の手段を施さざるは事實に於て掩ふ可らず從來兩國の境界は互に相混亂したれば邊境の民南北よ來往する其間に種々の苦情を醸し其苦情に止ざるより露國政府が其權を乗じ土兵を驅て支那の領地を襲撃せしめんとしたる事は一二度からず彼のイタリヤ、クルヂヤの事件の如きは即ち其例かれ共南北諸國に警備を殊にし、味方は客よして敵は却て主なるが爲めに露軍毎に失敗して南征の志を果さずしは形勢の相違ふれをして然らしめたる者ならん是よ於て露國は露に其策を一變し露威侵掠の代りよ平和親民の手段を以てし雙方互に結合して境界を一定するの議を唱へ兵艦を支那政府よ通知したるに支那は固より故なき事と好まざ依て兩國より委員を派し會同して現時情勢の解決試案中あるものも少なからず而して本

年の春支那の委員吳未敏が滿洲地方と東サイベリヤの經路を正したる事の如きは露人の兼て入込み居たる滿洲の貿易場を益々支那の手に渡し露國委員は今後露人が法を犯して支那の領地に侵入するを禁止すべしと約諾したりと云ふ即ち談判の局は支那の全勝と歸したる者にして俄に事相を窺へば露國の舉動不審あるに似たれども其實は政略一變の然らしめたる所よして三四年來露支の境上よ干戈の沙汰を開かざりしも蓋しこれが爲めなるのみ

是に由て視る時はサイベリヤの鐵道落成以後と雖も露國が直よこれを利して大兵を浦羅斯鐵道に送る能はざるは勿論、中途より支那の後背を衝くもさへ容易ならざる次第なれば露國の工事は竣れば露國の政略に見る可きの活氣を添へざるは露國の信する所あり或は露國が厚く支那を結び露支連合して鐵道保護の策を設けながら専ら東亞の一邊に運籌を試むるべきを期せずとの掛念もあらざらんれども畢竟極端の想像のみ若し一方よ露支の連合を以て鐵道保護の行はるる望あれば他の一方よは支那と他の一國とが相結んで事あるの日よ鐵道を破壞し露兵をして南下せしめざる手段なきよ非ざれば我輩は日本の爲めにサイベリヤ鐵道の落成を要するより寧ろ一日も遅くこれを利用するの日よ會せんものと祈る者なり乞ふその理由を次に述べん(未完)

官報

○内務省訓令第二十六號
監獄内ノ建物ニシテ左ニ掲ケルモノハ自今專斷ヲ要セズ處分シテ後其位置ノ略圖ヲ具シ一箇年取極メ翌年一月三十一日迄ニ報告スヘシ

- 一倉庫ノ新築
一物置ノ新築
一人民控所ノ新築
一小使部屋ノ新築
一監舎ニ屬セル門ノ新築
一馬廄ノ新築
明治廿一年十二月十四日 内務大臣伯耆松方正義
○東京府告示第五十三號
本月十八日ヨリ臨時區部會ヲ開ク
明治廿一年十二月十四日
東京府知事男爵高崎五六

○石炭專賣の計畫
リヴァプール在勤漢匈國總領事の報告に曰く近來英國に於ては聯合王國全體の炭産を賣占めんがため一大會社を設立するの計畫を爲す者ありとの風説頗る流行するも此計畫たる莫大の資金を要するのみならず今日世界所有主の同意を得るのみならず其れは必しも無根の說とあらざるもの如し唯炭坑と製鐵所を併有する者は其炭坑を譲讓して燃料を他人に供給せざるを以て右の企業を反對する由あるが炭坑人等の見込に據れば假令此等の困難あるも之を

應するの方策なきよしあらざるを以て其目的を達するに及ぶるに難事にはあらざるべしと云ふ蓋し此計畫の目的たる唯石炭の市價を騰貴せしむるの外あらざるを以て之がため大石炭消費者の驚愕を來すは固より言を俟たざるべし今炭坑所有者の言に従へば數年來炭坑の利益は僅々一分位にして多くも二分に過ぎざる由なり今該會社を設立するには少くも八千萬の資金を要する由なるも其計畫者の考案に於ては容易よ之を募集し得るの見込ありと云ふ但し現英國に於ては二十箇所の煤田凡そ三千五百五十箇所の炭坑ありて是より毎年凡そ一億六千萬噸の石炭を産出し此内製紙業及製糖業凡そ九千九百萬噸、銅鉛錫及亞鉛鉛解所に二百二十五萬二千噸、引水事業等に二百九十九萬噸、醸酒及蒸餾事業に二百八十一萬七千噸、化學の物品製造所に二百九十七萬三千噸、鐵道に三百三十三萬噸、汽船に四百六十九萬五千噸、陶器及玻璃製造所並燒瓦及燒灰所に四百八十五萬五千噸、織物業に六百五十七萬三千噸、瓦斯製造所に九百三十九萬噸、鐵業に千四百八十五萬五千噸、一般工業に使用する蒸氣機械に千八百九十三萬六千噸、製鐵所に四千二百七十三萬三千噸、一般の家事用に二千六百九十一萬八千噸を消費し而して其輸出高は凡そ二千三百三十四萬四千噸なりとす云々(本年十一月二十五日海關商業博物館週報)

○特許發明實施の狀況(去る十三日の續)
烟脂止金具 東京府平民若林吉吉○本發明は明治十九年二月より實施し本年一月迄滿二箇年を経過せり
○販賣の數額は一萬八千三百三十六箇、價額は五百六十圓十三錢四厘但し此金具は普通の烟管を以て使用する可き能はざるに依り之は相應すべし烟管を添へて販賣せり其數額一萬二千五百七十六箇、價額四千六百二十三圓七十七錢八厘此價額を合算すれば四千七百五十三圓七十七錢八厘なり○販路は東京府下を始めとし名古屋、北海道其他福井、長野、石川、愛媛、廣島諸縣等の各地に開け販賣價額は通例毎月二三百圓の間を上下せり○專賣特許に因り生ずる利益は右二箇年間合計五百八十七圓六十四錢あり

若林擬革紙 東京府平民若林吉吉○本發明は明治二十年九月より實施し本年四月迄八箇月を経過せり○販賣の數額五百六十九枚價額三百六十八圓二十錢なり○販路は東京、神奈川及大阪の諸府縣等とす○專賣特許に因り生ずる利益は今日迄僅に二十圓内外ありと雖も是唯他地方又は外國人等へ差廻したる見本のみを以てする計算せるが故に少くは少額なり同紙は將來頗る盛を爲すべしものなるを以て目下製造準備中なり經營全を得て急を販賣するの日に至らば利益少からざる可しと信す

○販賣の狀況(去る十三日の續)
○販賣の狀況は不振の方あり○特許以來の費用二百八十圓餘にして未だ之を償ふに至らず○發明實施以來種々思考を凝したれども竟に行はず製造品は大半廣瀬に屬せり觀油器附石油燈(通常の洋燈に別金屬製の玻璃窓を設けたる長圓形の通油管を燈け油の有無及分量を知る器) 東京府平民若林吉吉○同伊藤吉五郎○本發明は明治十九年一月より實施し本年四月迄二年四箇月を経過せり○販賣の數額五千二百一十一箇、價額三千五百三十八圓八十錢なり○本品は毎年十月頃より三月頃迄重に販賣するものなり○專賣特許に因り生ずる利益四百三十八圓八十錢あり